

Title	ギャレット・ドロツパーズの経済学：ギャレット・ドロツパーズとドイツ歴史学派
Sub Title	
Author	池田, 幸弘(Ikeda, Yukihiro)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1997
Jtitle	近代日本研究 Vol.14, (1997. ) ,p.256- 282
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19970000-0282">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19970000-0282</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ギャレット・ドロップァーズの経済学

—ギャレット・ドロップァーズとドイツ歴史学派<sup>1</sup>—

池田幸弘

## 1 はじめに

経済学の歴史にあらわれるドイツ歴史学派の影響力は、一般に1880年代から次第に顕著になっていくが、この学派の影響が世界の経済的な言説にいかなる形であらわれていくのか、これは、ドイツ歴史学派の研究にさいし、研究者を魅惑する課題の一つである。しばしば指摘されているように、ドイツ歴史学派の影響は、イギリス、アメリカ、日本をはじめとし、多岐に及んでいる。したがって、この学派の影響力を知るためには、すくなくともこれら三国についてのドイツとの交流史をしらべなければならない。それは、個別の学者の留学先から、かれらの著作の検討、そして現実の経済政策にあらわれたドイツ歴史学派の影響力にまでおよぶ調査となる<sup>2</sup>。

---

1 この論文の執筆は、玉置紀夫商学部教授のお勧めによるものである。また、執筆の過程でも、同教授から多くの示唆をいただいた。ここに記して深謝したい。

2 こうした問題関心に立脚した研究として、ピーター・センと西沢保氏の業績をあげておきたい。ピーター・センは、もっぱらドイツ歴史学派のアメリカへの伝播を問題にし、これにたいし、西沢氏はイギリス歴史学派と正統派経済学者との対比を中心に論じている。Peter Sen, "Why had Roscher so much influence in the USA compared with the UK", in: *Journal of Economic Studies*, Vol.22, No.3/4/5, 1995. Ditto,

本稿は、こうした問題関心をひめながら、そのケーススタディーとして慶應義塾でも教鞭をとったオランダ系アメリカ人、ギャレット・ドロップバーズをとりあげる。すでに、西川俊作氏の論稿が教えているように、ドロップバーズは、1888年の秋からベルリンに滞在し、シュモラーとワーグナーの講義を聴講している<sup>3</sup>。当時のベルリン大学は、時代の主流であった歴史学派のシュモラーとワーグナーの本拠地であり、多くの外国人留学生を引きつけた場所であった。塾の関係者でも、小泉信三がヨーロッパ游学の過程でやはりベルリン詣でをしている。かれらを魅了したシュモラーやワーグナーの経済学はいったいどのようなものであったのか。また、帰国した留学生たちは、どのような形で歴史学派の経済学を著書や講義に反映させていったのだろうか。本稿は、こうした問いにたいし、ドロップバーズという日本の近代化にも貢献したお雇い外国人教師の経済思想を題材にしながら、

---

“Problems of Determining the Influence of Gustav Schmoller and Adolph Wagner on American Fiscal Policy and Taxation System”, in: *Essays on Social Security and Taxation*, ed. by Jürgen Backhaus, Metropolis-Verlag, Marburg, 1997. Ditto, “An American and Historical Perspectives on Applications of the Ideas of Gustav Schmoller and Adolph Wagner”, in: *Essays on Social Security and Taxation*. 西沢保「アシュリーとイギリス歴史学派の諸相」、『経済学史、課題と展望』経済学史学会編、九州大学出版会、1992年。また、ことがらをドイツ歴史学派の影響力という経済学史研究の分野に限定せず、ドイツ型モデルの伝播というように極々一般的に考えた場合は、どうなるであろうか。ここで、ドイツ型モデルの伝播一般についての研究動向を紹介することは、主題の広さからも到底不可能であるが、さしあたり、大学制度史のなかで、どのような議論が展開されているかについては、早島瑛氏、潮木守一氏の一連の論文を参照されたい。両氏は大学制度の歴史、あるいは教育制度の歴史にかんする専門家であるが、こうした視角が経済学史研究にも求められていることは、ここでいうまでもないだろう。小論では、制度的な問題については、ふれることができないが、将来は、こうした方面での研究もおこなってゆきたいと考えている。早島瑛氏、潮木守一氏の多くの論説から、ここではつぎの二つをあげるにとどめる。早島瑛「商人とカオフマン」、『近代日本研究』第13巻、1996年。潮木守一『京都帝国大学の挑戦』講談社学術文庫、1997年。

3 西川俊作「G・ドロップバーズの履歴と業績」、『三田商学研究』第26巻1号、1983年。

答えようとしたものである。

まず、冒頭にあたり、既存のドロップパーズ研究について若干の整理をしておきたい。まずあげておきたいのが、「G・ドロップパーズの履歴と業績」と題された前掲の西川氏の論説である。西川論文はドロップパーズの自伝（『慶應義塾学報』第六号、1989年8月所収）、塾大学部開業式における彼の講演（『時事新報』、No.2589、1890年3月10日所収）、さらに「日本の学校における経済学の研究」と題された講演（『慶應義塾学報』第1号、1989年3月所収）を再録し、ウィリアムズ大学の同窓会誌をも駆使しながら、ドロップパーズの人となりを明らかにしている。また、同時に西川論文はドロップパーズのビブリオを添付しているが、これは今日時点でもおそらくドロップパーズの著作リストとしては唯一のものであろう。ちなみに、このリストに、本稿でとりあげる「財政学講義」もあがっている。

西川氏の『福沢諭吉と三人の後進たち』もそのなかにドロップパーズ論を含んでいる。小論の見地からとくに興味深いのは、つぎのような氏の見解である。

おなじ年（一八九四）のはじめ、慶應義塾大学部の卒業式において、かれは“Individualism and Modern Society”と題する講演を行ない、フランス革命にはじまる自由主義の成果を認めたいうえで、私益追求の弊害を指摘し、「自由」から「人間性」への移行を力説している。しかも、この運動は科学的であり、同時に倫理的なものでなければならない、というのがドロップパーズの論<sup>5</sup>で、かれはそれを卒業生たちの（以後の）活躍に委ねている。

---

4 西川俊作「G・ドロップパーズの履歴と業績」、『三田商学研究』第26巻1号、1983年。

5 西川俊作『福沢諭吉と三人の後進たち』、日本評論社、1985年、73ページ。

本稿の見地からして興をひくのは、西川氏が言及しておられる「個人主義と現代社会」においても、個人主義、自由主義にたいする批判的な立場が表明されているという事実である。そして、この書物の別の個所で西川氏が語られているように、ドロップーズは、「社会連帯」に依拠した日本の社会を高く評価していた。これも、西洋社会が個というものに立脚した社会であるとすれば、そこに生をうけたドロップーズがこうした日本観を持ったこと、それ自体が問題とされなければならない。以下の議論で詳しくみるように、「財政学講義」では、ドロップーズは、自由主義の立場をイギリスの経済学者たちヤルロワ＝ボリュに代表させており、自らの立場をそれに対比させている。上に引用した西川氏のサマリーを含めて考えると、ドロップーズの立場が古典的な自由主義からは隔たったものであることは、明らかである。その思想的文脈はさまざまに解する余地があるが、本稿はそのことをとりあえずドイツ歴史学派との関係でみよとしたものである。

つぎにあげるのが、玉置紀夫氏の論稿である。これは、「アメリカの教授たちの支配、慶應大学での政治経済学、1890年から1912年まで」と題されたもので、このなかでドロップーズについても考察の対象となっている。玉置論文は、本稿でも重点の一つとなるドロップーズのミル理解についても言及している。玉置氏は、ドロップーズの日本アジア協会での講演内容と彼の師であったラフリンが草したミル『原理』への序文を比較しつつ、ドロップーズにおけるミル受容について論じている。また、玉置論文では、本稿でもっぱら扱う堀江帰一筆のドロップーズの講義ノートについても言及しており、この講義の編別構成にかんしても紹介をおこなっている。

本稿では、こうした先学の指摘に学びながら、ドロップーズの「財政学

---

6 Norio Tamaki, "The American Professors' Regime: Political Economy at Keio University, 1890-1912", in: *Enlightenment and Beyond*, ed. by Chuhei Sugiyama and Hiroshi Mizuta, University of Tokyo Press, 1988.

講義」を分析したものである。そのさいの主要な関心事は、すでに述べたようにドロップーズにおけるドイツ歴史学派の受容である。さきの西川論文、玉置論文が指摘しているように、彼はベルリン大学でシュモラー、ワグナーの洗礼を受けるわけであるが、このことを具体的に考察することが本稿の目的となる。

実は、「財政学講義」については、福沢研究センターの資料集に玉置紀夫御夫妻の手になるトランスクリプションがおさめられることになっており、私自身も解題を書く予定である。この講義ノートの書誌的なデータについては、この解題をみていただければ幸いである。「財政学講義」をめぐる歴史学派との関係以外のさまざまな問題についてはこの解題に譲りたいが、以下、行論に必要な最小限の紹介を書きおきたい。このドロップーズの講義ノートは、塾を代表する経済学者である堀江帰一がとったものである。ほかに堀江がとったノートとしては同じくドロップーズの関税史の講義ノートが知られているが、この二つは二つの別のノートとして存在しているわけではない。一つのノートの前半部分が関税史、そして後半部分が「財政学講義」にあてられているのである。「財政学講義」のノートのはじめの部分には、1896年との付記がなされているので、この講義は1896年のものであることが知られる<sup>7</sup>。講義の編別構成は以下のとおりである。

## 準備的考察

### 文献と財政の歴史

#### 政府の支出と収入についての一般的な特質

---

7 「財政学講義」ノートは、堀江帰一のご遺族の方のご厚意によって、現在、慶應大学福沢研究センターの所蔵になっている。本稿を草するにさいし、当センターにある現物を見ることができた。閲覧にさいし、当センターの職員の方の御配慮をいただいたことを記しておきたい。

領地 (domain)

工業用領地 (industrial domain)

租税

1. 公正な課税の原理
  2. 遺産にたいする課税
  3. 複合税あるいは単一税
  4. 税の分類
  5. イギリスの所得税
  6. プロシャの所得税
  7. いくつかの間接税について
  8. イギリスにおける間接税
  9. フランス, イギリス, アメリカ合衆国の租税の比較
  10. ドイツの租税
  11. アメリカ合衆国の租税
  12. 最適課税
- 国債についてのノート

みられるように、「国債についてのノート」を含めて、全体は七つの部分から構成されている。そして、租税の部分がさらに十二の部分にわかれており、これが分量的には最大である。この編別構成からもわかるように、「財政学講義」というタイトルであるにもかかわらず、実際の内容は各国別の租税システムの紹介が前面にでた内容になっている。興味深いのが、それぞれの国の租税のありかたを比較しながら最適な課税のありかたをさぐるという構成になっていることである。租税の部分の論述全体がそうした傾向を示しているし、またそのなかの9. フランス, イギリス, アメリカ合衆国の租税の比較が文字どおりの税制の国ごとの比較になっている。各国の財政のありかたをふまえながら、日本の学生に財政のシステムやもっ

とも望ましい課税のありかたについて伝授するのがこの講義の目的であったのだろう。とくに、ドロップラーズの祖国であるアメリカ、そしていちはやく近代化をなしとげたイギリスとならんで、ドイツが重点をなしているのが、上の編別構成だけからもわかる。6. プロシヤの所得税と10. ドイツの租税がそれである。ドロップラーズはドイツ人ではないから、ドロップラーズがドイツの財政のシステムについてかなりの分量をさいて説明しているのは、かならずしも、自明なことではない。彼はショーペンハウアーの訳者であることからわかるように、ドイツ通であり、またドイツ語もよくできたはずである。そこには、もちろん彼の留学体験が影を落としていると考えられる。この「財政学講義」の範囲内でのいうのならば、ドロップラーズがベルリンで学んだドイツ歴史学派の政策思想が、彼の経済思想に反映している可能性は高い。また、この講義ノートにあらわれる具体的な政策論は、彼の推奨する近代化路線がドイツのそれであることを明示しているといつてよいだろう。以下であつかう鉄道の国営化論にたいする彼の全幅の信頼がそのことを如実にものがたっている。以下の行論は、こうしたことを「財政学講義」に内在しながら、論証することにあてられる。

## 2 イギリス古典派、ドイツ歴史学派とドロップラーズ

明治期における日本での政策論議をみると、大別して、経済的自由主義、社会主義、そして保護主義ないし政府の干渉を重視する立場の三つが少なくとも看取されよう。そして、しばしば、経済的自由主義はアングロサクソンの経済学と同一視され、保護主義ないし政府の干渉を要請する立場はドイツ歴史学派の影響下にあることが少なくなかった。リストの名著の訳者であり、同時に保護貿易の主張をおこなった大島貞益や、ドイツ

---

8 前掲の西川俊作「G・ドロップラーズの履歴と業績」による。



歴史学派の強い影響をうけながら我が国の工場立法の制定にも尽力した金井延を、ここでは例としてあげておこう。もちろん、経済的自由主義とアングロサクソンの経済学との併存はあくまで一つの傾向である。また、政府の干渉を要請する立場はドイツ歴史学派の専売特許だったわけではない。つまり、イギリスの経済思想にもおおくのことになったヴァリエントがあり、ドイツ人の経済思想にもさまざまな幅があることは、いうまでもない。したがって、われわれは、序論で提起した問題に答えるためには、さしあたり、当該論者の歴史学派にたいする評価とともに、イギリスの経済学者にたいする評価をも同時に扱わざるをえない。われわれの主人公であるドロップパーズを扱うにさいしても、同様の注意を要する。

ドロップパーズの「財政学講義」での主題は、講義のタイトルが示しているように、財政のありかた、とくに租税の各国別のありかた、そしてそれをふまえての最適な課税のありかたといったものであるが、まずはじめに、彼がこの講義のなかで、経済的自由主義にたいしてどのような評定をしているかをみることにしよう。ドロップパーズはつぎのように述べて、自由放任の教義を否定している。

今日では、個人と社会の調和についての古い教義が誤謬であることをとくに証明する必要はないであろう。非常にしばしば、個人の利益が社会のそれともろに対立する。たとえば、戦時においては、それが社会の福祉にたいし非常に破壊的であるにせよ、ある階級の人々が富むことになる。また、個人が彼の利益を政府がしりうるよりはよく知悉しているというのも、常に正しいわけではない。<sup>9</sup>

---

9 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, p. 10.

ここで説かれているのは、自由放任の教義の限界と、その理由である。個人の利害と社会の利害が調和的であるとの見解が退けられている。これに先立つ個所で、ドロップパーズは、こうした考えの主唱者として、イギリスの経済学者をあげている。文明社会では、政府が *police, justice, defence* にだけ注意すればよいというのは、まかりとおらないというのが、ドロップパーズの見解なのである。<sup>10</sup> *police, justice, defence* が、必要最小限のことは行すが、それ以上の積極的な政府の介入は求めない小さな政府を意味することは、ここで改めて述べるまでもないだろう。

それならば、ドロップパーズ自身がよしとする経済学はどのような経済学なのだろうか。彼は基本的には、政府の干渉を重視しつつ、この関連で、こうした見解を披瀝した論者として、シュモラー、ワグナーをあげてい<sup>11</sup>る。いうまでもなく、両者ともいわゆる新歴史学派の論客である。とくにワグナーは、いまではほとんど忘れ去られたかのようにも思われるいわゆるワグナーの法則の主張者である。これは、文化国家においては、不変的な財政規模の拡大がみられるという現象をさしたものであり、ワグナーはこうした現象は、一時的には国の財政赤字によって反動をうけるにせよ、かなり一般的に観察できる現象だと考えていた。このことが、相対

---

10 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, p. 10.

11 ワグナーにかんしては、前にあげたセンの論文のほか、つぎのものを参照した。いずれもユルゲン・バックハウス編の論文集に収められた論文である。Manfred Prisching, "The Preserving and Reforming State. Schmoller's and Wagner's Model of the State", in: *Essays on Social Security and Taxation*. Birger Priddat, "National-Economic Extension of the Philosophy of Law, Adolf Wagner's Legal Theory of Distribution", in: *Essays on Social Security and Taxation*. Johannes Hanel, "Statistical Regularities, Freedom, and Social Policy. Wagner and Schmoller on Freedom under the Statistical Law of Large Numbers. Or: Why Moral Statistics Precede Their Association for Social Reform", in: *Essays on Social Security and Taxation*.

的に大きな政府を意味することは明らかである。<sup>12</sup>

この点、同じくドイツ歴史学派の影響をうけた論者とドロップーズの理解とを比較することは、彼の見地を明確にするためにも、必要な作業であろう。たとえば、さきに言及した金井は、シュモラーらの新歴史学派を高く評価しつつ、イギリスの経済学を批判している。金井は、ミルやフォーセットを旧派とよび、こうした旧派に固執するのは、田舎の娘がかつて東京に流行したヘアスタイルに固執するのと同じで、ばかげているというのである。金井が考えている今日の経済学は、むしろ新歴史学派のそれであった。<sup>13</sup> ここでの金井の対立図式は明らかであろう。みられるのは、ミルを含めたイギリス経済学にたいする批判的な視点である。この金井の発言は、ここで扱っているドロップーズの講義よりは数年前になされたものであるので、新歴史学派にたいする高い評価という意味では、金井もドロップーズも同じ空気を吸っている。しかし、ミルにたいする評価という点では、両者はことなつた評点を与えている。金井の厳しい評価に比べて、ドロップーズのミルにたいする高い評価はきわだっているといつてよい。

さらに、ドロップーズは財政学の歴史についてふれるところがあり、この過程でミルのイギリス古典派内での位置づけやドイツ歴史学派との関係についても言及している。ドロップーズはいう。

ミル氏の1848年に公刊された政治経済学においては、財政学は分離されておらず、彼の経済学のなかでは副次的な位置を占めてい

---

<sup>12</sup> 『財政学』では、いわゆるワグナーの法則は、つぎの個所で展開されている。Vgl. Adolf Wagner, *Finanzwissenschaft*, erster Theil, zweite Ausgabe, 1877, S. 68.

<sup>13</sup> なお、この点についての指摘は、つぎにあげる飯田鼎氏の論文によっている。飯田氏は、ドイツ歴史学派がどのような形で東京帝国大学の経済学者たちに影響を与えたかについても、多くの論文を書かれている。あわせて参照されたい。飯田鼎「日本社会政策学会と経済学研究」、『日本の経済学』経済学史学会編、東洋経済新報社、1984年所収。

る。この点で、ミルはイギリス学派の伝統を継ぐものである。彼の政治経済学の第五編は、『国富論』の最後の編に対応している。しかしながら、ミルはイギリス流の自由放任論を著しく傷つけることなく、奇妙なやりかたで政府と財政の影響についての全主題を拡張したのだ。この書物のなかには、ミルを極端なドイツ学派のなかに位置づけることを可能ならしめるような文章がある。しかし、このようなミルの急進主義は彼の書物があらわれた当時はほとんど注目されず、その時点では、相対的にわずかな影響力しかもちえなかった。ミルは相対的にわずかな敵しかつからないようなやりかたで、彼の新奇な教義を述べる力量をもっており、彼は、敵を攻撃するまえに、多くの点において彼の敵との融合をはかったのであった。<sup>14</sup>

ここで表現されているミルの位置づけは、きわめて興味深いものがある。いくつかの点を列挙しよう。その一。イギリスの経済学の伝統では、財政学は経済学のなかで位置づけをあたえられているとは言い難く、ミルはそうしたイギリス経済学の伝統を継承している、というのが上の引用にあらわれたドロップァーズの見解である。こうしたイギリス経済学における財政学の扱いについては、ドロップァーズの見解は、ラウや彼を継承するワグナーの所説に近い。事実、ワグナーは『財政学』においてイギリス経済学では、財政学はそれにふさわしい扱いを受けていないとこぼしている。財政学の学問的な扱いについては、外国とドイツでは大きな隔りがあるというのが、ワグナーの理解であり、リカードウの課税論のように、個別問題についてはいくつかの見るべき成果があるとはいえ、全体としては

---

14 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, pp. 30-31.

イギリス経済学では財政学は軽視されているとワーグナーは<sup>15</sup>いう。上の引用にあらわれたドロップパーズの見解は、そうしたドイツ歴史学派のわくぐみのなかで、彼が思考していたことを示している。その二、イギリスの経済思想は、基本的には自由放任論として特徴づけられている。「イギリス流の自由放任論」という表現が、それである。その三、ミルのイギリス古典内での特異な立場について言及がなされている。ミルの政府論は、他の古典派の論者と比較して、よりいっそう重要な位置を占めている。上の引用でのドロップパーズのミル理解は、正鵠を射たものであるが、ここでミルの政府論について必要な限りで補足し、ミルとドロップパーズの立場が当該の論点について、どの程度近いのかをはかっておこう。すでにここまでの議論で明らかのように、全体として、この講義ノートでのドロップパーズのミルにたいする評価は高いのであるが、そのことは、かれらの政策論がまったく同じであることを意味するわけではない。ドロップパーズが自由放任論を批判していたことはすでにみたとおりであるが、ミルの政策的立場はどのようなものであったか。ミルはたしかに、政策論として政府の積極的な干渉を求めた経済学者であった。実際に、ミルの『原理』の第五編を読めば、彼が事実上自由放任論にたいする多くの例外を認めていたことがわかる。ただし、そのことがミルが原理、原則の問題として自由放任論を退けたということを意味するわけではない。否、むしろミルは原理の問題としては依然として経済自由主義の信奉者だといつてよいのである。<sup>16</sup>この

15 Vgl. Adolf Wagner, *Finanzwissenschaft*, erster Theil, zweite Ausgabe, 1877, S. 39.

16 たとえば、つぎのようなミルの文章を参照。「要するに、laissez-faire [自由放任]を一般的慣行とすべきである。この原則から離れることは、いやしくも何らかの大きな利益によって必要とされるのでないかぎり、すべて確実に弊害をもたらすのである。」Collected Works of J. S. Mill, Vol. 3, *Principles of Political Economy with Some of Their Applications to Social Philosophy*, University of Toronto Press, Routledge and Kegan Paul, p. 945. ミル『経済学原理』5, 末永茂喜訳, 岩波文庫, 302ページ。

点、ドロップパーズの見解はミルとはことなっている。さきにもたように、彼は原理の問題として、自由放任論はすでに古くさくなっているというのである。先行するイギリス古典派経済学者に比して、ミルの立場が政府の積極的な介入を認めるものだとしても、ドロップパーズと比較した場合、ミルの立場は依然として経済的自由主義を支持していると読めるのである。その四、その結果、ミルは「極端なドイツ学派」に近いところで把握されることになる。上の引用では明記されていないが、この講義全体から推して、「極端なドイツ学派」のなかにシュモラーやワグナーがはいっていることは疑う余地がないだろう。したがって、ミルはイギリス古典派のなかのドイツ派として位置づけられることになる。このように、ドロップパーズは、金井とはことなり、ミルをイギリス古典派のオーソドクシーから引き離し、むしろドイツ経済学の系譜に近いところでその経済政策思想をとらえている。これは、ドロップパーズのミル理解の大きな特徴であるといつてよいであろう。以上述べたのは、「準備的考察」と「文献と財政の歴史」と題された部分に記された（話された）ドロップパーズの学説史にたいする評価と、そこにあらわれた彼自身の立場であった。

以下では、「財政学講義」の本体の部分にあらわれたドロップパーズの財政思想をさぐることにしよう。

アダム・スミスが家計における収入、支出の原理と政府のそれとをなかば同一視し、前者にあって望ましいことは後者にあってもそうであると主張したことは、よく知られていよう。具体的には、個人において節約の論理が重視され、過大な消費が批判されているのを受けて、政府レベルでも節約の論理が重んじられる。これが極度に単純化されると、アダム・スミスが夜警国家の主張者だという理解になることは、みやすい論理である。ドロップパーズは、「国家の収入と支出についての一般的な特徴について」という部分で、この問題にふれるところがあり、おそらくはスミスの議論をも念頭におきながらつぎのように述べる。

国家の財政が、個人のそれ、あるいは法人のそれとことなっているかどうかという点について、多くの議論が費やされてきた。幾人かのイギリスの作家たちは、公的財政の条件は基本的には私的財政のそれと同じである、ということを示そうとした。ドイツの作家たちは、しかしながら、両者の条件は基本的にことなっており、個人にとって著しく経済的でないか、もしくは浪費でありさえすることが、政府にとっては経済的であるか、必要でさえあると、指摘している。<sup>17</sup>

ここにあらわれた、ドロップバーズの財政思想は、二つの面で特筆に値するものである。まず、財政思想として、イギリスの経済学とドイツのそれが二分されていることが止目されなければならない。彼は、公的財政の条件と私的財政のそれとの関係について、両者をアナログに理解する立場をイギリス経済学の見地だとする。そして、両者について、別の収入、支出の論理が貫徹するとしたのが、ドイツの経済学者だと、ドロップバーズはいうのである。彼が考えているイギリスの経済学の代表例としては、さきに紹介したスミスの所論を思い起こせばよいであろう。そして、さらに重要なことは、ドロップバーズ自身は、ここでドイツの経済学者の立場を基本的には支持しているという事実である。上の引用に続く部分で、ドロップバーズは、いくつかの点を具体的に指摘しながら、政府の論理と私人の論理がことなっていることを聴衆に説明している。こうした議論は、ドロップバーズがドイツの経済学者の立場を肯定的に評価したということの意味している。私的な財政の原理と公的な財政の原理を混同しないように、というのがドロップバーズの学生にたいする注意であり、それは彼が理解したドイツ

---

17 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, pp. 32-33.

歴史学派の立場でもあった。イギリス古典派との関係でいえば、ドロップパーズの考えが、スミスの節約の論理とはおおいにことなっていることは明らかであるし、また、スミスを通俗的に理解した夜警国家論とドロップパーズの立脚する見地とが隔たっていることも明白である。こうしたことは、ドロップパーズが「小さな政府」を指向する論者でなかったことを示している。むしろ、経済過程における政府の積極的な役割を重視する立場が彼の政策論の基礎にあったといつてよいであろう。

### 3 鉄道は民営化すべきか、国営化すべきか。

ドロップパーズが、この講義のなかで論じた現実的な財政問題はいくつもあるが、ここでは鉄道の民営化問題をとりあげて論じてみたい。ドロップパーズの整理では、この点についての経済学者の見解は二つにわかれるという。一つが、鉄道の国営化を主張するワグナー、シュモラーらの見解であり、他方が、鉄道が国の所有であることは認めつつも、それが政府の手によって経営されるべきではないとしたルロウ＝ボリュの意見である。これは、鉄道の経営にかんする二つのモデルである。ワグナーの見解は、彼の『財政学』のなかに詳しく展開されており、ドロップパーズの「財政学講義」もここからヒントを得たものだと考えられる。ドロップパーズは講義のなかで、ワグナーの原典にあたらなくても、十分学生が議論についていけるような工夫をしているが、ドロップパーズが紹介している論点がすべてではないので、ここでワグナーの見解をサーヴェイしていく必要がある。

ワグナーは民営化論者にたいし、重要な異議申し立てをしている。ある論点はこうである。しばしば私的な経営と国家による経営それ自体が対比されるが、こうした対比それ自体が問題をはらんでいるという。ワグナーにしたがえば、今日の鉄道は株式会社形態をとっているので、比較す



べきは国有鉄道と会社形態をとっている私鉄だという。したがって、もし国有鉄道がなんらかの弱点をはらんでいるとするならば、株式会社をとっている私鉄もそうした弱点を共有しているはずだというのが、ワグナーの見解である。当該個所でワグナーはよりいっそう具体的な議論をしているわけではないが、忖度してみるとこういうことであろう。経済学の歴史のなかで、いくどとなく指摘された株式会社の大きな難点は、株式会社の経営者が本来の意味でのその所有者ではなく、その代理人にすぎないということであった。したがって、株式会社が純然たる私的企業のような活力を持ちうるかは、さだかではない。今日の株式会社は、そういう意味で社会的な存在であり、もし公的な企業の非効率性を云々するのであれば、同じように株式会社の非効率性も問題となるであろう。これが、おそらくワグナーが展開したかった論点である<sup>18</sup>。また、国有鉄道と私鉄の比較をするときに個別の経営単位でコストを比較するのか、あるいは鉄道網全体でコスト計算をするのかを区別する必要があるという。もし、そこで鉄道網全体の費用が問題になるとすれば、国鉄はあきらかにまさっているというのが、彼の意見なのである。ワグナーはこのような形で当該問題についての詳細な検討をおこなったあとで、現存の国有鉄道は国家所有にとどまるべきであるとし、また、あらたな鉄道建設は国家の手によっておこなわれるべきだと考えていた。そして、私鉄は原則的には国営化されなければならないとしている。

以下では、ドロップーズがワグナー、シュモラーらの見解をどのように整理しているかをみよう。

---

18 Vgl. Adolf Wagner, *Finanzwissenschaft*, erster Theil, zweite Ausgabe, 1877, S. 557f.

19 Vgl. Adolf Wagner, *Finanzwissenschaft*, erster Theil, zweite Ausgabe, 1877, S. 579.

原則的には、ワーグナー、シュモラーのようなドイツの経済学者たちは、鉄道にかんしては、完全な政府の所有と経営を主張している。これにたいし、ルロワ＝ポリュのような大陸学派（Continental School）のほかの学派は、政府が所有を維持し、そこから利潤をひきだすべきだとは考えているが、政府が鉄道を経営すべきだとは考えていない。この問題は、部分的には原理に訴えることによって、そして部分的には国営産業とアナログスに考えることによって解決されるにちがいない。たとえば、文明国において、政府が郵便局を所有しこれを経営すべきだということについては、まったく疑う余地がない。政府は、一般の信念とはことなっており、私的な組織よりはより責任感がありそしてより規則的（regular）である。これは、その本質が単純であるとはいえ、大規模な産業である。さて、ワーグナーはこうした条件が鉄道についても妥当すると主張している。それらは大きな規模で組織されている。それらは経営の方法が単純である。それらは規則性と不偏性を要求する。<sup>20</sup>

上の引用に示されているのは、鉄道経営についての二つのモデルであるが、ここでとくに言及しておきたいのが、なかばワーグナーに依拠しながら語られている組織体としての政府にたいする信頼の念である。ドロップバーズは、「政府は、一般の信念とはことなっており、私的な組織よりはより責任感がありそしてより規則的（regular）である」と述べ、そうした見解に立脚しつつ、郵政事業は国営であるべきだと主張している。今日、ワーグナーの祖国ドイツで郵政事業が民営化され、ドロップバーズが滞在した日本で郵政事業の民営化が問題になっているという事実を鑑みると、ワーグ

---

20 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, pp. 68–69.

ナーやドロップパーズが郵政事業の国営化をまったく疑っていないのは、隔世の感がある。とまれ、ドロップパーズはワグナーによりつつ、国有鉄道のレゾン・デートルを見出そうと努力している。

さきに述べたように、ワグナーの対極にいるのが、ルロワ＝ポリュであった。ドロップパーズは、今度はルロワ＝ポリュの議論を追っている。

ワグナーの議論にたいして、ルロワ＝ポリュは別様に論じている。彼は、鉄道の多様性は利点なしとしないという。改良は、一つの大きな組織があるときよりは、多くの小さな組織があるときのほうが、なされやすい。<sup>21</sup>

ここで問題になっているのは、鉄道のシステムを統一的なものにすべきか、あるいは多くの私鉄が群雄割拠しているような状態のほうが望ましいのか、という選択肢である。ワグナーは、領邦国家がかつて存在していたドイツの人であるから、統一的な鉄道システムを強く求めている。上の引用にある「鉄道の多様性は利点なしとしない」というルロワ＝ポリュの見解は、そのワグナーの議論にたいする反論なのである。続けて、競争的な組織の存在は、組織がただ一つしか存在しない場合よりも望ましいという。ルロワ＝ポリュは、競争的な市場に基づく鉄道経営に軍配をあげていることになる。

上記の論点に関連して、ドロップパーズは、国有鉄道と私鉄の間で鉄道建設に要する費用がちがうのか、という点にかんして述べている。

鉄道建設の費用にかんしては、国有鉄道と私鉄の間で、ほとんど差異はない。イギリスの鉄道はなるほどアメリカのそれよりも費

---

21 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, p. 69.

用がかかっているが、その理由はあきらかである。ドイツでは、国有鉄道建設の費用は平均的には私鉄の場合よりすこし少ない。ルロワ＝ポリュは、国有鉄道の費用が私鉄のそれよりもかさむということを、示そうとしている。このことがドイツにかんして正しいとして、それは鉄道が純粹に軍事的な目的で作られていることによるのであって、その結果、他の鉄道と比して費用にたいして十分な収入をもたらすことは期待できないのである。

ドロップバーズの所説はなかなか手がこんでいる。まず、上の引用の冒頭の部分では、私鉄と国鉄のあいだで鉄道建設の費用はおおきくことならないと、されている。さらに、ドイツにかんしては、むしろ国有鉄道のほうが安くついた、としている。そして、最後に、もしルロワ＝ポリュがというような理由で、ドイツの国有鉄道が割高だとしても、それは軍事的な目的という付随的な目的を別に課せられているからだという。したがって、全体として、ルロワ＝ポリュの批判はあたらないというのが、ドロップバーズの結論である。

こうした議論をうけて、最後にドロップバーズはドイツ型の鉄道経営のありかたを強く推奨するのだ。この講義での対象は、もちろん日本の近代化をになうと考えられていた塾の学生であるから、ドロップバーズは、こと鉄道経営のありかたという点については、ドイツ型の近代化路線を日本人にたいして提示したということになる。以下の引用は、ベルリンに拠点をもつドイツ歴史学派の論理にドロップバーズが完全に承服されていたことを示す。

国有鉄道のシステムをもっとも完全な形で採用した国は、ドイツ

---

22 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, p. 70.

である。ドイツで鉄道が六十年前にはじまったとき、国有鉄道は一般に反対されていた。しかし、約三十年前、政策が変わり、政府は多大の疑いをもちつつ、鉄道の買収を始めた。いくつかの政党は、政府による鉄道の吸収に激しく反発した。しかしながら、いまや、つぎのことが認められている。(1)ドイツの鉄道はすばらしく経営されている。(2)軍事目的にとって国に多大の助力となっている。(3)どの政党も古い制度を再度導入することは望んでいない。(4)鉄道は第一義的には利潤のために経営されていないにもかかわらず、<sup>23</sup> 国庫に多くの利潤をもたらしてきた。

#### 4 最適な課税

以上の議論でもわかるように、この講義でのドロップラーズの仮想的な論敵はルロワ=ポリュである。この節では、ドロップラーズの考える最適な課税制度についてみてみるが、そのさいでもしばしばルロワ=ポリュの議論がひきあいに出され、批判の対象とされている。ドロップラーズが重視するワグナー自身が、『財政学』第二巻のなかで、累進課税にたいする反論を呈している論者として、ルロワ=ポリュを紹介していることに注意した<sup>24</sup>。 「正当な課税」と称された節で、ドロップラーズはまずスミスの課税四原則から話しをはじめている。これは、課税論の古典では、常套手段であり、ミルなども当該部分ではスミスの課税四原則から議論を始めているのである。<sup>25</sup> 問題は、「租税は各人の支払い能力に応じていなければならない

---

23 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, p. 73.

24 Vgl. Adolf Wagner, *Finanzwissenschaft*, zweiter Theil, zweite Auflage, Leipzig, 1890, S. 458.

25 ミルの『経済学原理』第五編第二章の冒頭部分を参照されたい。

い」という第一の原則である。ドロップパーズは、この点にかんしては、支払い能力ということがなにを意味するかということについて、見解の相違が存在するという。累進課税は、上記の支払い能力ということについてある解釈を与えたときに正当化しようと、ドロップパーズはいう。累進課税が正当化されてきた三つの根拠を述べたあとで、彼はどのような論者が累進課税を支持してきたかを説明している。

したがって、社会改良家や急進的な経済学者たちが累進課税の原則を支持してきた。たとえば、モンテスキュー、ルソー、コンドルセー、ジョン・B・セイ、そしてワグナーのような今日の歴史学派の多くの研究者がそうである。アダム・スミスやミルもこの原則にたいして対立的ではなかった。たとえば、ミルは遺産にたいしては小額の租税よりも多額の租税を支持しているのである。<sup>27</sup>

ここであげられている経済学者は多岐に及んでいる。ドイツ歴史学派が言及されているのはもちろん、そのほかにも「モンテスキュー、ルソー、コンドルセー、ジョン・B・セイ」のようなフランス人もここでは名前があがっている。そればかりか、スミスその人も累進課税にたいしてかならずしも敵対的ではなかったとされている。これは、さきにふれたように、支払い能力ということを入りや所得の差ということと考えた場合、スミスの課税四原則のうち第一原則が累進課税を支持しているというふうに読めるという解釈によるのであろう。そして、最後にドロップパーズの敬愛するミルの名前がある。この講義全体でのドロップパーズのミル評価は概して高

---

26 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, p.86.

27 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, p.88.

いものであるが、そのことは別に、ミルの議論とドロップラーズのそれとがまったく同じであるかどうかは、注意を要する点である。上の引用では、「ミルもこの原則にたいして対立的ではなかった」としているが、これはミル自体の理解としては、やや問題を含んでいる。ミルは、ドロップラーズが正しく指摘しているように、たしかに遺産にかんしては、累進課税の適用を認めているが、課税の一般的な原理としてミルが累進課税をどの程度積極的に推奨しているかどうかは、微妙な問題を含んでいる。総じていえば、ミルの場合、勤労にたいする過度の課税にたいしては、否定的であり、機会の平等は重視するが、結果の平等については是認を拒んでいるかのよう<sup>28</sup>に、思われる。つぎの引用にあるように、ドロップラーズもまた、勤労にたいする課税が経済主体の意欲をそぐことがないようにとの配慮を示しているが、全体としてみた場合、ドロップラーズのほうが累進課税の採用については積極的である。要は、累進課税ということをかなりゆるく解釈し

---

28 本文中で述べたことを、引用を通じて具体的に示しておこう。まず、累進課税そのものにたいするミルの評価はこうである。「より高額な所得に対しては、より低額の所得よりも、より高い税率をもって課税するということは、勤勉と節約にたいして租税を賦課することであり、ある人がその隣人より多く働き、より多く節約貯蓄したことに対して罰金を課することである。」*Collected Works of J.S. Mill, Vol. 3, Principles of Political Economy with Some of Their Applications to Social Philosophy*, University of Toronto Press, Routledge and Kegan Paul, 1965, pp. 810–811。ミル『経済学原理』5。末永茂喜訳、岩波文庫、36ページ。また、つぎにあげる文章は、ミルが、結果の平等を意識して機会の平等を犠牲にすることは辞さないという政策論には、組していないことを示す。「競争者たちのすべてを公平にスタートさせるように努力し、速い者に重荷を負わせて、彼らと遅い者とのあいだの距離を縮めるなどということがないのが、競争者に対する立法というものであろう。」*op. cit.* p. 811。ミル『経済学原理』5。末永茂喜訳、岩波文庫、36ページ。さらに、ミルは、累進課税が是認される事例として遺産相続をあげている。「差率税の原理（と呼ばれているところのもの）、すなわちより大きな金額に対してはより高い税率を課するという原理は、私には、それを一般的課税に適用する場合には不可であると考えられるのであるが、遺贈税および相続税に適用した場合には正当かつ便宜であると思われるのである。」*op. cit.* pp. 811–812。ミル『経済学原理』5。末永茂喜訳、岩波文庫、37ページ。ミルのほうが、ドロップラーズよりも、累進課税にたいして批判的であったことが、わかるだろう。

た場合、そして、部分的にせよ累進課税を評価した論者については、累進課税の支持者であると判断した場合、ニュアンスのちがいがいこそあれ、多くの思想家や経済学者がそのような課税方法を支持してきたということであり、その限りではドロップーズのまとめは適切であるのだろう。

こうした形で、彼は多くの経済学者が少なくとも累進課税にたいしては反対はしていない、という論調であるが、以下の議論でみるように、累進課税の批判者としてルロワ＝ポリュがあげられていることが止目すべき点である。ここでは、ルロワ＝ポリュの議論が紹介されるとともに、ドロップーズのそれにたいする反批判も同時に展開されている。

ルロワ＝ポリュは、累進の限度というものは定義不可能である、つまりわれわれは正確には税の最大量の程度ないし尺度について述べることはできない、との理由で累進課税に強く反対している。もし累進税が最低一パーセントのところからはじまるとすれば、われわれは、十、二十、三十、四十、あるいは五十パーセントの最高率でやめるべきであろうか、こうしたことはわれわれが日常生活のほとんどすべての部分において遭遇することであるので、この反論は公平さを欠いたものである。こうした困難にたいする解答をさがすことは難しくはない。累進の限度は、政府の経験と便宜の一般的な感覚によって定められる。第一に、累進の程度は一般に勤労の努力をそぐほど高いものであってはならない。第二に、それは社会の実際の貯蓄をとめるようなものであってはならない。第三に、それは詐欺や欺瞞を招き、かなりの程度の移民を結果するような高さであって<sup>29</sup>はならない。

---

29 Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijiku College, 1896, pp. 89–90.



みられるようにルロワ＝ポリュは、累進課税を採用した場合、その最高税率を定めるのに困難を感じているのであるが、ドロップーズは、引用にあるような三つのことに注意すれば、自ずから適切な最高税率は決まるはずだと考えている。三つのうち、一、二は、租税による生産の阻害や資本蓄積の阻害である。最後にあがっている問題はやや質のことになった問題で、脱税や高率の課税による労働力の移動が問われている。このような問題はすべて累進課税やあるいは高率の課税そのものに内在する困難であるが、ドロップーズはむしろこうしたことによって累進課税の限度というものは自然にさだまっていくものだとしている。したがって、ルロワ＝ポリュのいうように、累進課税を採用した場合の最高税率が不確定になってしまうという議論は誤っているというのが、ドロップーズの見解であった。

総じていえば、課税の問題についてもドロップーズの立場は『財政学』でのワグナーの所説に近いといってよいであろう。両者とも、累進課税の支持者であるという点においてである。ワグナーは比例税をスミス主義の所産と断じ、みずからが勧める累進課税論を社会政策との密接なかわりにおいて論じている。ドロップーズの累進課税論は、彼がここでも社会政策を重視する歴史学派の枠内で思考していることを明示しているといえる。

## 5 まとめにかえて

明治二十年代にはじまるドイツの我が国への影響は、文化・経済・教育・法体系のさまざまな分野に及んでいる。その経済学での現れが、ドイツ歴史学派、なかんずくシュモラーやワグナーに代表される新歴史学派の潮流であった。本稿でみたように、ドロップーズは本塾での講義を通じて財政や税体系についての German model の重要性を塾生に説こうとした。我が国に新歴史学派がいかなる影響を及ぼしたかについては、とく

に東京帝国大学の教授陣を中心に多くの研究の蓄積がなされてきた。もちろん、私学と歴史学派との関係はそれとはことなるものであろうということも容易に推測がつく。文官高等試験には、縁がうすかった私学の卒業生にとっては、German model を受容する必然性はあるいは弱かったのかもしれない。しかし、そのことは、私学における教育がドイツからの影響とはまったく無関係のところで開催されたことを意味しないし、私学におけるドイツ歴史学派の影響がまったく問題にしえないということも意味しない。本稿でみたように、ドイツ帰りの米人教師、ドロップパーズの「財政学講義」は、多くを新歴史学派の政策論に依拠したものであった。私学においても、新歴史学派の経済学説は講義されていたのである。この場合の思想の伝播は、やや複雑であった。従来、ドイツからの影響を問題にする場合は、日本人の渡独やドイツ書の翻訳など、直接的な継承関係が主として意味されていた。本稿で扱った事例では、影響関係はもっと複雑な経路をとる。ドイツ帰りのアメリカ人が、ドイツの学説を日本で講義するという形であった。このように、German model の波及のプロセスは、間接的な場合もあるだろう。ドロップパーズの事例は、こうした間接的な影響関係についての研究も必要なことを示している。

参考文献

- [1] Garrett Droppers, *Topics and References in Economic History*, 印刷者, 三宅正信, 発行者, 小林傳平, 1890年.
- [2] Garrett Droppers, *Lectures on Science of Finance*, The Keiogijuku College, 1896.
- [3] Garrett Droppers, *Outlines of Economic History in the Nineteenth Century, A Textbook for Colleges*, The Ronald Press Company, New York, 1923.
- [4] 飯田鼎「日本社会政策学会と経済学研究」, 『日本の経済学』経済学史学会編, 東洋経済新報社, 1984年所収.
- [5] Johannes Hanel, “Statistical Regularities, Freedom, and Social Policy. Wagner and Schmoller on Freedom under the Statistical Law of Large Numbers.Or:Why Moral Statistics Precede Their Association for Social Reform”, in: *Essays on Social Security and Taxation*, ed. by Jürgen Backhaus, Metropolis-Verlag, Marburg, 1997.
- [6] 早島英「商人とカオフマン」, 『近代日本研究』第13巻, 1996年.
- [7] Collected Works of J.S.Mill, Vol.3, *Principles of Political Economy with Some of Their Applications to Social Philosophy*, University of Toronto Press, Routledge and Kegan Paul, 1965. ミル『経済学原理』5, 末永茂喜訳, 岩波文庫, 1970年.
- [8] 西川俊作「G・ドロップラーズの履歴と業績」, 『三田商学研究』第26巻1号, 1983年.
- [9] 西川俊作『福沢諭吉と三人の後進たち』日本評論社, 1985年.
- [10] 西沢保「アシュリーとイギリス歴史学派の諸相」, 『経済学史, 課題と展望』経済学史学会編, 九州大学出版会, 1992年.
- [11] Birger Priddat, “National-Economic Extension of the Philosophy of Law, Adolf Wagner’s Legal Theory of Distribution”, in: *Essays on Social Security and Taxation*, ed. by Jürgen Backhaus, Metropolis-Verlag, Marburg, 1997.
- [12] Manfred Prisching, “The Preserving and Reforming State. Schmoller’s and Wagner’s Model of the State”, in: *Essays on Social Security and Taxation*, ed. by Jürgen Backhaus, Metropolis-Verlag, Marburg, 1997.
- [13] Peter Sen, “Why had Roscher so much influence in the USA

- compared with the UK”, in: *Journal of Economic Studies*, Vol. 22, No. 3/4/5, 1995.
- [14] Peter Sen, “Problems of Determining the Influence of Gustav Schmoller and Adolph Wagner on American Fiscal Policy and Taxation System”, in: *Essays on Social Security and Taxation*, ed. by Jürgen Backhaus, Metropolis-Verlag, Marburg, 1997.
- [15] Peter Sen, “An American and Historical Perspectives on Applications of the Ideas of Gustav Schmoller and Adolph Wagner”, in: *Essays on Social Security and Taxation*, ed. by Jürgen Backhaus, Metropolis-Verlag, Marburg, 1997.
- [16] Norio Tamaki, “The American Professors’ Regime: Political Economy at Keio University, 1890–1912”, in: *Enlightenment and Beyond*, ed. by Chuhei Sugiyama and Hiroshi Mizuta, University of Tokyo Press, 1988.
- [17] 潮木守一『京都帝国大学の挑戦』講談社学術文庫, 1997年
- [18] Adolf Wagner, *Finanzwissenschaft*, erster Theil, zweite Ausgabe, 1877.
- [19] Adolf Wagner, *Finanzwissenschaft*, zweiter Theil, zweite Auflage, Leipzig, 1890.

(いけだ ゆきひろ 経済学部助教授)